

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名 内閣府地方創生推進事務局
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          &lt;特別償却又は投資税額控除制度の概要&gt;          国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置。</p> <p>・対象設備： 機械・装置（2千万円以上）          開発研究用器具・備品（1千万円以上）          建物・附属設備・構築物（1億円以上）</p> <p>・特別償却率： 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の45%          建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の23%</p> <p>・税額控除率： 機械・装置、開発研究用器具・備品 ⇒ 取得価額の14%          建物・附属設備・構築物 ⇒ 取得価額の7%          （当期法人税額の20%までを限度とする）</p> <p>・特例措置の内容          国家戦略特区における法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の10及び第68条の14において令和4年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和6年3月31日までとする。</p>	
関係条文	<p>国家戦略特別区域法第2条第2項、第27条の2、同法施行規則第1条第1項第1号、第2号、第10条          租税特別措置法第42条の10、第68条の14、同施行令第27条の10、第39条の44、          同施行規則第20条の5、第22条の27、          地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第15条第38項</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲931) [平年度] — (▲931)          [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的          大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性          産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目標に掲げる国家戦略特区においては、規制・制度改革をはじめとする成長に向けた課題解決にスピード感を持ち、政府一体となって民間活力の活用による日本経済全体の生産性向上に取り組んでいく必要がある。</p> <p>本税制措置については、既に実績があるとともに今後も活用ニーズが見込まれている。          そのため、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動拠点の形成に資する事業への投資を促す手段として、国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除の延長措置を講ずる必要がある。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	
---------------------	--

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
	政策の達成目標	特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	現在の10の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制改革事項を十分に活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実現するよう、関係地方公共団体等に強力な働きかけを行う。 その際、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」（平成26年2月25日閣議決定）にのっとり、「新たな生活様式」への対応を図りつつ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、経済成長を促進し加速化するための「岩盤規制の改革」を推進するとともに、大胆な規制・制度改革を一層推進する。
政策目標の達成状況	これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め115件となっており、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。また、現在指定している10の区域において、合計381もの事業が、それぞれ56回、50回開催した国家戦略特別区域会議及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。 国家戦略特区の税制においては、令和3年8月時点までに13法人で396億円の設備投資を実施しており、総合経済波及効果は延べ576億円、雇用誘発効果は1,682人を実現しており、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に貢献している。	
有効性	要望の措置の適用見込み	（適用見込事業者数） 令和3年度：2法人 令和4年度：2法人 （適用事業者の範囲） 国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施者として認定区域計画に定められたもの。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本税制の適用が見込まれる事業者による設備投資を促すことにより、国家戦略特区内において規制の特例措置を活用した事業を推進し、規制・制度改革と民間活力の活用のセットで国家戦略特区制度の目標の達成が可能となる。 本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブであり、令和3年度から令和5年度までは5法人で、約1,000億円の設備投資が見込まれている。これにより産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点の形成がより推進されることとなる。 税のインセンティブを用いた積極的な設備投資による事業のスピード化、支援制度活用による宣伝効果、資金調達時における各投資家の信用度の上昇等、事業の円滑化を図ることができ、特区における企業の事業推進にも効果的である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	①指定法人に係る所得控除 特区内の設立5年未満の法人で、専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして国家戦略特区担当大臣の指定を受けた者について、その事業による所得の20%を課税所得から控除。（医療、国際、農業、一定のIoT等に限定） ②エンジェル税制 認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除。

		<p>③土地長期譲渡所得の軽減税率の特例 認定区域計画に定められた特定事業に係る一定の公益的施設の整備事業の用に供するため、土地等を譲渡した場合、長期譲渡所得の課税の特例を適用。</p> <p>④国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置 認定区域計画に定められた国家戦略民間都市再生事業の実施主体に対して、都市再生緊急整備地域等において行われる都市再生事業の課税の特例を適用。</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>「国家戦略特区支援利子補給金」を要求。 (令和3年度予算額 13 百万円) (令和4年度要求額 16 百万円)</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>利子補給金は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うベンチャー企業又は中小企業を支援するもの。 一方、要望項目は、内閣総理大臣による認定を受けた区域計画に定められた特定事業を行う事業実施主体のニーズに合わせ、規制の特例措置を適用し又は上記の利子補給契約に係る貸付を受けて行う特定事業の用に供する設備投資に対し支援するもの。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>民間からの具体的な事業ニーズや地方の施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進するために設備投資を推進することは、政策目的を達成するための手段として有効である。</p> <p>特に、国家戦略特区内で、法人が先進性のある特定事業を行うことを検討（規制改革等の活用も含め）した場合、先進的、革新的が故に、通常の設定投資よりも導入当初はリスクがあるため、当初リスクを軽減し、継続的に事業が行えるよう、政策支援による後押しが必要である。本税制を活用することで、先進的な事業の設備投資の後押しとなる。</p> <p>また、国家戦略特区は特区内で特定事業を行う民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置である。</p> <p>なお、措置の対象は国家戦略特別区域計画に定められた一定の事業の用に供する設備等に限定されており、必要最小限の措置である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>令和元年度 認定計画に定められた事業数：4事業 適用法人数：6法人 減収額（実績）：2,786百万円</p> <p>令和2年度 認定計画に定められた事業数：1事業 適用法人数：1法人 減収額（見込み）：888百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本税制の適用事業者による設備投資を促すことにより、国家戦略特区内において規制の特例措置を活用した事業を推進し、規制・制度改革と民間活力の活用のセットで国家戦略特区制度の目標の達成が可能となる。</p> <p>国家戦略特区の税制においては、令和3年8月時点までに13法人で396億円の設備投資を実施しており、総合経済波及効果は延べ576億円、雇用誘発効果は1,682人を実現しており、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に貢献している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国家戦略特区の活用により、民間からの具体的な事業や施策提案ニーズに迅速に対応し、民間活力の活用を一層推進することで日本経済全体の生産性向上を実現し、「揺るぎない経済の好循環」を確立させる。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>これまで指定してきた区域において、設備投資に係る課税の特例8事業を含む381事業（規制特例含む累計）について認定を行い、現在、目に見える形で迅速に進展している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成26年度：創設</p> <p>平成27年度：拡充 （適用対象に①インターナショナルスクール整備事業、②革新的情報サービスを活用した農業の研究開発事業（特定中核事業）を追加するとともに、①の事業の用に供される貸付用の建物等を追加。）</p> <p>平成28年度：見直しの上、延長 （特定中核事業用設備に係る即時償却措置及び繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長。）</p> <p>平成30年度：見直しの上、延長 （①特別償却及び税額控除の率、②特定事業の範囲（国際会議等への外国人参加者の便宜となるサービス提供事業及び外国会社勤務者の子女等に対する外国語教育事業の除外）、③特定事業の要件（規制の特例の適用又は利子補給に係る貸付けを受ける者に限定）を見直した上で、2年延長）</p> <p>令和2年度：見直しの上、延長 （①特定事業の範囲（高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営、高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供、多国籍企業が行う統轄事業、高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の運営、国際会議等への外国人の参加者の便宜となるサービス提供、外国会社等への勤務者の子女等を対象とした外国語教育）、②提出書類の削減を見直した上で、2年延長）</p>